

公 告

このたび遠軽町の一部を受益地域とする土地改良（白滝地区（区画整理））事業を道営土地改良事業として施行することを申請するため、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第85条第5項において準用する法第5条第3項の規定に基づき関係市町村と協議をしたいので、法第85条第6項の規定により公告し、関係書類を縦覧します。

また、当該土地改良事業の計画の概要に意見がある者は、法第85条第7項の規定により、意見書を提出してください。

なお、縦覧及び意見書の提出方法等については次のとおりです。

令和8年1月8日

申請人	遠軽町白滝59番地	(有)岩城農場	取締役	岩城 健 綱
	遠軽町白滝北支湧別115番地			古 関 謙 一
	遠軽町白滝支湧別91番地			渡瀬 英 樹

1 縦覧について

(1) 関係書類の名称

土地改良事業計画概要書（及び全体構成）

(2) 縦覧期間

令和8年1月8日から令和8年1月28日まで

(3) 縦覧場所

遠軽町の掲示板及びウェブサイト

2 意見書の提出方法等について

電子メール s-chiiki@engaru.jp

(2) 意見書の提出期限

令和8年1月28日（必着）

(3) 意見書の提出上の注意

ア 意見書の様式は任意ですが、提出する意見書は日本語に限ります。意見書には、個人にあっては住所及び氏名を、法人にあっては法人名及び所在地を記載してください。これらは、必要に応じ当方から問い合わせをさせていただく場合があるため、お尋ねするものです。

イ 提出いただいた意見は、公表する場合があるとともに、当該意見に対して個別には回答は致しませんので、あらかじめ御了承ください。

ウ 電話での意見はお受けできません。